

【平成 22 年 2 月 3 日】

第三者委員会への あっせん・非あっせん事例の 分析依頼に係る
サンプリング調査結果の概要（厚生年金）

1. サンプリング調査の対象事案

平成 21 年 8 月末現在の処理終了事案 37,007 件から脱退手当金事案・中央一括申立事案を除いた 29,133 件のうち、1,456 件（5%）サンプリング調査対象事案とした。

また、調査対象事案に複数の申立期間がある場合は、あっせん・非あっせんごとに複数の申立期間を調査対象とした。

(1) 調査対象事案の件数

	総数	あっせん	非あっせん
①H21. 8 末処理終了事案	37,007 件	15,945 件	21,062 件
②うち、脱手・中央一括事案	7,874 件	4,964 件	2,910 件
③ ①-②	29,133 件	10,981 件	18,152 件
④サンプリング対象事案数（③×5%）	1,456 件	549 件	907 件

(2) 調査対象となる申立期間の数

調査対象事案のうち、複数の申立期間を有する事案があるため、調査対象となる申立期間の数は 1,769 件となる。

（あっせん 590 件・非あっせん 1,179 件）

2. サンプリング調査の結果の概要

(1) あっせん事案 549 件（申立期間数 590 件）

・あっせんの根拠法

現行法	特例法
91	502

※現行法による期間と特例法による期間があるもの 3 件
（遡及訂正処理日までを現行法、それ以後の期間を特例法）

・申立類型とあっせんの根拠法

転勤		取得相違		喪失相違		中抜け		全部記録なし		適用事業所なし		標準報酬相違		戦時加算	
241		66		111		25		53		3		90		1	
現	特	現	特	現	特	現	特	現	特	現	特	現	特	現	特
9	232	7	59	30	84	-	25	25	28	-	3	19	71	1	-

(2) 非あっせん事案 907 件（申立期間数 1,179 件）

転勤	取得相違	喪失相違	中抜け	全部記録なし	適用事業所なし	標準報酬相違	種別相違
2	240	153	54	434	243	52	1

(3) 申立類型ごとのあっせん率

転勤	取得相違	喪失相違	中抜け	全部記録なし	適用事業所なし	標準報酬相違	
99.2%	21.6%	42.0%	31.6%	10.9%	1.2%	63.4%	

09-12-24 第三者委員会への「あっせん・非あっせん事例」の分析依頼項目

○以下の項目ごとに、①申し立て件数、②あっせん件数・比率、③非あっせん件数・比率、及び、あっせん・非あっせんの判定材料となったもののうち、確認手段の上位 3 種類の記載を、地方第三者委員会ごとに依頼するもの。

→ 平成 21 年 8 月末現在の処理終了事案 37,007 件から脱退手当金事案・中央一括申立事案を除いた 29,133 件のうち、1,456 件（5%）サンプリング調査を行った結果は次のとおり。

サンプリング調査対象事案の内訳 対象事案数 1,456 件（あっせん事案 549 件・非あっせん事案 907 件）

(1) 厚生年金 適用・資格期間の関連	①	②	③	確認手段上位 3 種類
1) 申立てに係る事業所が特定できない場合				
①同一名称・類似名称の事業所はあるが、そこには申立人の勤務実態がない	7 件	0 件	7 件	・オンライン記録 39 件
②類似名称の事業所もない	25 件	0 件	25 件	・商業登記簿 17 件
③その他（申立人が事業所名を覚えていないもの）	19 件	0 件	19 件	・その他 7 件 （適用事業所名簿、商工会等へ照会等）
2) 申立人の勤務先が「適用事業所であった」との主張だが、その申立ての期間が次のような場合				
①事業主が個人である、サービス業等の非適用事業所				
i 個人事業主	18 件	0 件	18 件	
ii 個人か法人か不明なもの	10 件	0 件	10 件	
(参考) 法人だが非適用業種の事業所	2 件		2 件	
イ 飲食業	1 件		1 件	
ロ 旅館業	1 件		1 件	

<p>②新規適用の調査前もしくは調査中 → サンプル調査対象事案に該当なし (新規適用の調査は不明だが、新規適用直前の申立て)</p>	(79 件)	(17 件)	(62 件)	
<p>③全喪後の期間</p> <p>i 不合理処理</p> <p>うち、申立人が以下であるもの</p> <p>イ 代表取締役</p> <p>ロ 取締役</p> <p>ハ その他</p> <p>※1 平成 21 年 8 月末現在の処理終了事案のうち、社会保険事務所の処理が不合理と判断されあっせんされた事案数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の全喪後に行われた処理 606 件 ・事業所の全喪前に行われた処理 94 件 <p>※2 第三者委員会のシステムにおける平成 21 年 8 月末現在の処理終了事案について「信義則」をキーに検索した事案数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非あっせんの事案 406 件 <p>うち、2 件は複数期間の申立てであり信義則を適用されていない期間についてあっせんされている</p> <p>ii 非不合理処理</p> <p>『あっせん事案例の紹介 埼玉 558』</p>	<p>21 件</p> <p>1 件</p> <p>3 件</p> <p>17 件</p> <p>24 件</p>	<p>21 件</p> <p>1 件</p> <p>3 件</p> <p>17 件</p> <p>1 件</p>	<p>0 件</p> <p>0 件</p> <p>0 件</p> <p>0 件</p> <p>23 件</p>	<p>【あっせん（保険料控除）の判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立人の給与明細等から 確認できたもの 1 件 <p>【非あっせんの判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な周辺事情が得られない 23 件

				<ul style="list-style-type: none"> ・他の行政機関等の記録と 厚年記録が整合的なもの 3件 ・同僚等から消極的な供述が 得られたもの 2件
④保険料滞納の期間				
<ul style="list-style-type: none"> i 滞納を確認できる記録等があったもの 7件 ii 滞納を確認できる記録等はないが関係者から滞納していた旨の供述があったもの 16件 	7件	3件	4件	<ul style="list-style-type: none"> 【あっせん（保険料控除）事案の判断要素】 ・同僚の給与明細等から 保険料控除が推認されたもの 4件 ・申立人の給与明細等から 確認できたもの 1件 ・その他（不合理処理） 10件 【非あっせんの判断要素】 ・信義則が適用されたもの 12件
3) 申立人が「適用事業所の被保険者であった」との主張だが、次の立場・職種・勤務形態にある場合				
①非正規社員（短期雇用・パート・アルバイトなど）	26件	0件	26件	【勤務形態の確認手段】
内訳 i パートであったとの供述等が得られたもの	14件	0件	14件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主から資料や 供述等が得られたもの 11件 ・同僚等から供述が得られたもの 10件 ・申立人から資料や 供述等が得られたもの 6件
ii アルバイトであったとの供述等が得られたもの	12件	0件	12件	<ul style="list-style-type: none"> 【非あっせんの判断要素】 ・事業主から消極的な資料や 供述等が得られたもの 14件 ・同僚等から消極的な資料や 供述等しか得られないもの 13件

<p>※ 非正規社員であるか不明だが、正規社員とは異なると思慮されるもの (「臨時雇用」「季節労働者」「請負」など) あっせん事案の雇用形態 ・臨時雇用 4 件 (事業主から資料や供述等が得られたもの)</p>	<p>※ 139 件</p>	<p>4 件</p>	<p>135 件</p>	<p>・他の行政機関等の記録と 厚年記録が整合的なもの 9 件 ※ 【勤務形態の確認手段】 ・事業主から資料や 供述等が得られたもの 74 件 ・申立人から資料や 供述等が得られたもの 42 件 ・同僚等から供述が得られたもの 42 件 【あっせん (保険料控除) の判断要素】 ・同僚の加入記録から推認したもの 2 件 ・事業主や社保事務担当者から 積極的な供述が得られたもの 1 件 ・その他 (未統合記録あり等) 2 件 【非あっせんの判断要素】 ・事業主から消極的な資料や 供述等が得られたもの 75 件 ・同僚等から消極的な資料や 供述等しか得られないもの 55 件 ・同僚等の加入記録が 消極的な事情となったもの 45 件</p>
<p>4) 申立人が「適用事業所の被保険者であった」との主張だが、本人・被扶養配 偶者が次のような状況にある場合 ①本人が、3 共済の加入者 → サンプル調査対象事案に該当なし ※ 第三者委員会のシステムにおける平成 21 年 8 月末現在の処理終了事 案について以下の名称等をキーに検索した事案を、目視により共済加入</p>	<p>0 件</p>	<p>0 件</p>	<p>0 件</p>	

<p>者であることが確認できた事案数</p> <p>i 「日本電信電話共済組合」又は「NTT」 『あっせん事案例の紹介 東京 1712 福島 458』サンプル調査対象外</p> <p>ii 「国鉄共済組合」又は「JR」 『あっせん事案例の紹介 鳥取 182』サンプル調査対象外</p> <p>iii 「専売公社」又は「JT」</p>	<p>※ i 13 件</p> <p>※ ii 15 件</p> <p>※ iii 1 件</p>	<p>3 件</p> <p>2 件</p> <p>0 件</p>	<p>10 件</p> <p>13 件</p> <p>1 件</p>	
<p>②本人が、国民年金・自治体の国民健康保険の加入者</p> <p>i 国民年金加入者 『あっせん事案例の紹介 北海道 810 宮城 495』</p> <p>ii 自治体の国民健康保険加入者 『あっせん事案例の紹介 東京 525』サンプル調査対象外</p> <p>※ i ii に重複するもの 11 件 (非あっせん)</p>	<p>104 件</p> <p>20 件</p>	<p>2 件</p> <p>0 件</p>	<p>102 件</p> <p>20 件</p>	<p>【あっせん（保険料控除）の判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立人の給与明細等から 確認できたもの 1 件 ・その他（不合理処理） 1 件 <p>【非あっせんの判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の行政機関等の記録と 厚年記録が整合的なもの 73 件 ・適用事業所の届出が 行われていないもの 36 件 ・事業主から消極的な資料や 供述が得られたもの 23 件 <p>【非あっせんの判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の行政機関等の記録と 厚年記録が整合的なもの 14 件 ・事業主から消極的な資料や 供述が得られたもの 8 件 ・適用事業所の届出が 行われていないもの 6 件

<p>③本人が、任意継続被保険者・高齢任意加入被保険者</p> <p>i 任意継続被保険者</p> <p>ii 高齢任意加入被保険者</p> <p>※1 第三者委員会のシステムにおける平成 21 年 8 月末現在の処理終了事案について「任意継続」をキーに検索した事案数 (上記条件で 13 件のあっせん事案が該当するが、複数期間の申立てで、任意継続加入期間以外があっせんされている)</p> <p>※2 同様に「高齢任意」をキーに検索した事案数</p>	<p>7 件</p> <p>0 件</p> <p>※1</p> <p>195 件</p> <p>※2</p> <p>9 件</p>	<p>0 件</p> <p>0 件</p> <p>0 件</p> <p>0 件</p> <p>0 件</p>	<p>7 件</p> <p>0 件</p> <p>195 件</p> <p>9 件</p>	<p>【非あっせんの判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の行政機関等の記録と厚年記録が整合的なもの 6 件 ・調査の結果、勤務していた事実が確認できないもの 2 件 ・同僚等から消極的な資料や供述しか得られないもの 2 件 ・積極的な周辺事情が得られない 23 件
<p>5) 申立人の加入資格期間が、他の社会保険の加入状況と異なる場合</p> <p>①厚生年金基金の加入員期間と相違</p> <p>あっせん 18 件の根拠法 ・厚年法 7 件 ・特例法 11 件</p> <p>『非あっせん事案例の紹介 香川 278』サンプル調査対象外</p> <p>※ 下段、②健保組合の被保険者期間と相違する事案と重複 2 件</p>	<p>18 件</p>	<p>18 件</p>	<p>0 件</p>	<p>【あっせん（保険料控除）の判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一企業内の転勤等の事案で継続勤務から控除を推認したもの 7 件 ・申立人の給与明細等から確認できたもの 4 件 ・その他（複写式届出等から厚年法によるもの） 7 件
<p>②組合健保の被保険者期間と相違</p> <p>※ 上段、①厚生年金基金の加入員期間と相違事案と重複 2 件</p>	<p>13 件</p>	<p>13 件</p>	<p>0 件</p>	<p>【あっせん（保険料控除）の判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一企業内の転勤等の事案で継続勤務から控除を推認したもの 7 件 ・同僚の加入記録から推認したもの 3 件 ・人事、健保組合、雇用保険の記録があることから控除を推認したもの 1 件 ・その他（複写式届出等から厚年法によるもの） 2 件

<p>③雇用保険の被保険者期間と相違 相違している期間ごとの件数</p> <p>i 1日</p> <p>ii 2日以上6か月以下</p> <p>iii 6か月超1年以下</p> <p>iv 1年以上</p> <p>※ 相違期間が最も長いもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん事案 6年6か月の相違 ・非あっせん事案 8年9か月の相違 <p>【i 1日相違の非あっせん2件について】</p> <p>いずれも、喪失日相違（月末退職／月末喪失）事案</p> <p>○埼玉 518</p> <p>事業主保管の喪失確認通知書から、月末を喪失日とした届出が確認できるが、実際の退職日、保険料控除については資料等がなく不明との回答。</p> <p>申立期間に近接する時期に、月末喪失している同僚(5名)へ照会を行うも、積極的な資料や供述は得られず、保険料控除されていたと推認できなかった。</p> <p>○静岡 473</p> <p>事業主保管の喪失確認通知書から、月末を喪失日とした届出が確認でき、健保組合の記録も同日(月末)となっている(ただし、申立人保管の退職辞令、退職証明書では月末での退職が確認できる)。</p> <p>事業主は、保険料控除について翌月控除と回答し、申立人の給与明細、事業主から提出された賃金台帳から、当該月の保険料控除がされていないことが確認された。</p> <p>また、保険料控除が当月控除であった可能性について、申立期間以前の算定記録等と賃金台帳から確認したが、翌月控除であると確認された。</p>	<p>424 件</p> <p>52 件</p> <p>223 件</p> <p>67 件</p> <p>82 件</p>	<p>284 件</p> <p>50 件</p> <p>175 件</p> <p>31 件</p> <p>28 件</p>	<p>140 件</p> <p>2 件</p> <p>48 件</p> <p>36 件</p> <p>54 件</p>	<p>【あっせん（保険料控除）の判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一企業内の転勤等の事案で 継続勤務から控除を推認したもの 170 件 ・申立人の給与明細等から 確認できたもの 59 件 ・事業主から積極的な資料や 供述が得られたもの 38 件 ・同僚等から積極的な資料や 供述が得られたもの 35 件 ・同僚の加入記録から推認したもの 23 件 ・その他 (不合理処理、基金複写届等) 32 件 <p>【非あっせんの判断要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主から消極的な資料や 供述が得られたもの 52 件 ・他の行政機関等の記録と 厚年記録が整合的なもの 40 件 ・同僚等の加入記録が 消極的な事情となったもの 40 件 ・同僚等から消極的な資料や 供述しか得られないもの 31 件 ・適用事業所の届出が行われて いない期間のもの 30 件 ・勤務実態が確認できないもの 5 件 ・給与明細等から保険料控除されて いないことが明らかなもの 3 件 ・申立人から消極的な資料や
--	---	---	---	--

				供述が得られたもの 3 件 ・その他 (制度上被保険者となれない等) 5 件
6) その他				

○以下の表（2）は、「中央第三者委員会 21 年 6 月 報告書」P30 と P35 とを合成、あっせん事例と非あっせん事例の双方につき、記入を要請するもの。

→ 第三者委員会のシステムにおける平成 21 年 8 月末現在処理終了事案にて抽出（事業主からの一括申立てを除く）

システムにおいては、複数の申立類型が申立てされ、そのうちの一部のみがあっせんされている場合にあっせんされている期間がどの申立類型であるか判断できないため、複数の申立類型が申立てされているものは含まない（あっせん率が剥離してくるため）。

※ ⑥あっせんには一部認容を含む

(2) 厚生年金 保険料控除の関連	①	②	③	確認手段上位 3 種類
1) 同一企業・同一企業グループ内の転勤等に伴う、加入期間の相違	2,888 件	2,696 件 (93.4%)	192 件 (6.6%)	
2) 資格取得日の相違（1月、3月、6月、6月超）	3,793 件	831 件 (21.9%)	2,962 件 (78.1%)	
i 1日	8 件	7 件 (87.5%)	1 件 (12.5%)	
ii 1月以下	45 件	20 件 (44.4%)	25 件 (55.6%)	
iii 1月超3月以下	507 件	264 件 (52.1%)	243 件 (47.9%)	
iv 3月超6月以下	523 件	142 件 (27.2%)	381 件 (72.8%)	
v 6月超	2710 件	398 件 (14.7%)	2,312 件 (85.3%)	

3) 資格喪失日の相違 (1日、1月、1月超)	2,525 件	1,122 件 (44.4%)	1403 件 (55.6%)	
i 1日	426 件	290 件 (68.1%)	136 件 (31.9%)	
ii 1月以下 (1日を除く)	32 件	18 件 (56.3%)	14 件 (43.8%)	
iii 1月超	2,067 件	814 件 (39.4%)	1,253 件 (60.6%)	
4) 同一事業所内で被保険者期間の空白	2,181 件	629 件 (28.8%)	1,552 件 (71.2%)	
5) 事業所は厚生年金の適用を受けていたが、申立人の記録がない	7,842 件	905 件 (11.5%)	6,937 件 (88.5%)	
6) 事業所が厚生年金の適用を受けていない	1,310 件	28 件 (2.1%)	1,282 件 (97.9%)	